

◇不正競争防止法の一部を改正する法律(法律第 三〇号)(経済産業省)

1 罰則の見直し
(一) 「不正の競争の目的で」を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」に変更することとした。(第二一条第一項各号関係)
(二) 詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を不正に取得する行為について、その方法を限定することなく罰則を適用することとした。(第二一条第一項第一号関係)
(三) 営業秘密の管理者が営業秘密の管理に係る任務に背く形で営業秘密を頒布する行為について、記録媒体の横領、複製の作成、消去義務への違反による場合に限り、罰則を適用することとした。(第二一条第一項第三号関係)
その他
営業秘密記録媒体等の定義を変更する等、所要の規定の整備を行うこととした。

◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(法律第三二号)(農林水産省)

1 目的
法律の目的として、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農産生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示することとした。(第一一条関係)
2 品質表示基準の遵守
製造業者等が品質表示基準に従い、農林物資の品質表示をしなければならない旨の規定を設けることとした。(第十九条の二三の二関係)
3 品質表示基準違反に係る公表
品質表示基準違反に係る指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われる旨の規定を設けることとした。(第十九条の一四の二関係)

◇外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律(法律第三三号)(経済産業省)

1 技術取引規制の見直し
(一) 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術(以下「特定技術」という。)を特定の外国(以下「特定国」という。)において提供することを目的とする取引を行うおとす者又は特定国の非居住者に特定技術を提供することを目的とする取引を行うおとす居住者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないものとすることとした。(第二五条第一項関係)
(二) 第二五条第一項の規定の確実な実施を図るため、特定国を仕向地として特定技術の内容とする情報が記録された記録媒体等を輸出すること又は特定国において受信されることを目的として特定技術の内容とする情報を電気通信により送信すること等について、経済産業大臣が許可を受ける義務を課することができるとすることとした。(第二五条第三項関係)
2 外国相互間の貨物の移動を伴う取引に対する規制の見直し
居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行うおとすときは、経済産業大臣の許可を受けなければならないものとすることとした。(第二五条第四項関係)

◇輸出者等に輸出者等遵守基準に従い輸出等を行うことを求める仕組みの創設(第五五条の二)(経済産業大臣は、第二五条第一項に規定する取引又は第四八条第一項に規定する輸出(以下「輸出等」という。)を業として行う者(以下「輸出者等」という。)が輸出等を行うに当たって遵守すべき基準(以下「輸出者等遵守基準」という。)を定めなければならないものとする)こととした。

3 輸出者等に輸出者等遵守基準に従い輸出等を行うことを求める仕組みの創設(第五五条の二)
(一) 経済産業大臣は、第二五条第一項に規定する取引又は第四八条第一項に規定する輸出(以下「輸出等」という。)を業として行う者(以下「輸出者等」という。)が輸出等を行うに当たって遵守すべき基準(以下「輸出者等遵守基準」という。)を定めなければならないものとすることとした。
(二) 輸出者等は、輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならないものとし、経済産業大臣は、輸出等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは所要の措置を講じることができるものとすることとした。
4 罰則(第六九条の六)(第七二条関係)
(一) 核兵器等又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれが特に大きい貨物について、経済産業大臣の許可を受けずに輸出等を行った者は一〇年以下の懲役若しくは一、〇〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとし、ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が一、〇〇〇万円を超えるときは、罰金は当該価格の五倍以下とする。その他罰則の引き上げを行うこととした。
(二) 偽りその他不正の手段により経済産業大臣の許可又は承認を受けた者について罰則を定めるとともにその他要の規定を整備することとした。
5 施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令(政令第 二二九号)(総務省)

1 事業所税の課税団体として、新たに、春日井市を指定することとした。(第五六条の一五関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第一三〇号)(国土交通省)

1 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令その他の関係政令の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第一三〇号)(国土交通省)
一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。
二 道路法施行令の一部改正関係
道路を管理していた者が不用品物を管理しなければならぬ期間を短縮することとした。
三 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令(政令第一三二号)(国土交通省)

1 平成二十四年三月三十一日までの間、独立行政法人住宅金融支援機構による資金の貸付けの対象となる合理的土地利用建築物に該当することとなる建築物の敷地面積の要件を三〇〇平方メートルとすることとした。(附則第一条の二関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇産業活力再生特別措置法施行令の一部を改正する政令(政令第一三三号)(経済産業省)

1 内外の金融秩序の混乱のため出資を行うことが一般に困難であると認められる期間
内外の金融秩序の混乱のため出資を行うことが一般に困難であると認められる期間を、平成二十一年五月一日から平成二十二年三月三十一日までとする。第四二条の二関係)
2 株式会社日本政策金融公庫法の競争入札
株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用する場合において、必要な競争入札規定の整備を行うこととした。(第四条の三関係)
3 施行期日
この政令は、公布の日から施行することとした。

(株式会社地域力再生機構法の一部改正)
第二十八条 株式会社地域力再生機構法の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第六十二条の見出し中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、共同事業再編計画の認定、同法第九条第一項の「を」を削り、「第十九条第一項の経営資源融合計画の認定又は同法第十三条第一項の経営資源融合計画」を「第九條第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十三条第一項の経営資源融合計画」を「第九條第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十三条第一項の経営資源融合計画の認定又は同法第十三条第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九条の二第一項の中小企業承継事業再生計画」に改める。
第六十四条中「産業活力再生特別措置法第二十八条第十八項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十五条第十五項」に改める。

不正競争防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 河村 建夫

法律第三十号

不正競争防止法の一部を改正する法律

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「不正の競争その他の」を削る。

第二十一条第一項第二号を削り、同項第一号中「人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。」により、及び「営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体(以下「営業秘密記録媒体等」という。)の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理を専する行為をいう。以下同じ。」を削り、「不正の競争の」を「不正の利益を得る目的で、」

又はその保有者に損害を加える」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。)又は管理

侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理を専する行為をいう。以下この条において同じ。)により、営業秘密を取得した者

第二十一条第一項第三号を次のように改める。
三 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

イ 営業秘密記録媒体等(営業秘密が記載された書面、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。)又は営業秘密が体化された物件を横領すること。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 河村 建夫

総務大臣 鳩山 邦夫

財務大臣 与謝野 馨

文部科学大臣 塩谷 立

厚生労働大臣 舛添 要一

農林水産大臣 石破 茂

経済産業大臣 二階 俊博

国土交通大臣 金子 一義

ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が体化された物件について、その複製を作成すること。

ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であつて、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

第二十一条第一項第六号中「不正の競争の」を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える」に、「第一号又は第三号から前号まで」を「第二号又は前号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「不正の競争の」を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える」に、「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「不正の競争の」を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて、前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

第二十一条第四項中「第一項第一号又は第三号から第六号まで」を「第一項第一号又は第四号から第七号まで」に改める。
第二十二條中「第六号」を「第七号」に改める。

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

法務大臣 森 英介
経済産業大臣 二階 俊博
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

平成二十一年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 河村 建夫

法律第三十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条の二」に改める。
第一条中「公共の福祉の増進」を「農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護」に改める。

第十九条の十三の次に次の一条を加える。
(品質に関する表示の基準の遵守)
第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

第十九条の十四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「表示に関する指示等」を付し、同条第一項中「前条第一項」を「第十九条の十三第一項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第十九条の十三第三項」に改める。
第十九条の十四の次に次の一条を加える。
第十九条の十四の二 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

第七章中第二十四条の前に次の一条を加える。
第二十三条の二 第十九条の十三第一項又は第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地(原料又は材料の原産地を含む)について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十九条第一項第一号中「第二十四条」を「第二十三条の二又は第二十四条」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

農林水産大臣 石破 茂

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 河村 建夫

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 日本農林規格の制定（第七条―第十三条）</p> <p>第四章 日本農林規格による格付</p> <p>第一節 格付（第十四条―第十五条の二）</p> <p>第二節 登録認定機関（第十六条―第十七条の十五）</p> <p>第三節 格付の表示の保護（第十八条―第十九条の二）</p> <p>第四節 外国における格付（第十九条の三―第十九条の七）</p> <p>第五節 登録外国認定機関（第十九条の八―第十九条の十）</p> <p>第六節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等（第十九条の十一・第十九条の十二）</p> <p>第五章 品質表示等の適正化（第十九条の十三―第十九条の十六）</p> <p>第六章 雑則（第二十条―第二十三条）</p> <p>第七章 罰則（第二十三条の二―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（法律の目的）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 日本農林規格の制定（第七条―第十三条）</p> <p>第四章 日本農林規格による格付</p> <p>第一節 格付（第十四条―第十五条の二）</p> <p>第二節 登録認定機関（第十六条―第十七条の十五）</p> <p>第三節 格付の表示の保護（第十八条―第十九条の二）</p> <p>第四節 外国における格付（第十九条の三―第十九条の七）</p> <p>第五節 登録外国認定機関（第十九条の八―第十九条の十）</p> <p>第六節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等（第十九条の十一・第十九条の十二）</p> <p>第五章 品質表示等の適正化（第十九条の十三―第十九条の十六）</p> <p>第六章 雑則（第二十条―第二十三条）</p> <p>第七章 罰則（第二十四条―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（法律の目的）</p>

第一条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

(品質に関する表示の基準の遵守)

第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

(表示に関する指示等)

第十九条の十四 農林水産大臣は、第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

第一条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(新設)

(表示に関する指示等)

第十九条の十四 農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、第十九条の十三第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 [略]

第十九条の十四の二 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

第七章 罰則

第二十三条の二 第十九条の十三第一項又は第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当

2 農林水産大臣は、前条第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 [略]

[新設]

[同上]

[新設]

第二十九条 [同上]

該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十三条の二又は第二十四条（第八号に係る部分に限る。）

一億円以下の罰金刑

二 [略]

2 [略]

一 第二十四条（第八号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金

刑

二 [略]

2 [略]